

## 第19回 定例農業委員会議事録

令和4年2月7日（月）午後2時00分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（16名）

1	河合 稔				
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎			18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

### 欠席委員（3名）

8	清水 峰幸	15	高木 正美		
11	高橋 滋				

### その他の出席者（5名）

守屋部長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

### 議案

議案第501号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第502号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第503号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第19号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第19回定例農業委員会を始めたいと思います。  
　本日の議事録署名者に5番 森委員、14番 吉田委員の両名の方に  
　お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。  
　では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第501号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、  
　を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　議案第501号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、  
　説明させていただきます。

　3件提案されております。

　被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと  
　いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

　提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま  
　したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの  
　ある方でございますので、ご報告いたします。

　1番、畑、4筆合わせて、1,067㎡の内651㎡でございます。

　2番、畑、2筆合わせて、1,086㎡でございます。

　3番、田、13筆合わせて、9,358㎡でございます。

　以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた  
　しまして、次に移らせていただきます。

　議案第502号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議  
　題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第502号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、畑、515㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、695㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、729㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第503号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第503号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、437㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、25㎡で、一般個人住宅(庭)でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供す

る施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、541㎡で、一般個人住宅（駐車場、庭、家庭菜園）でございます。農地の区分は、上下水管が埋設されている区域で、近隣に2以上の公益的施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第19号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願ひます。

3ページをお願いします。

堀主幹 報告第19号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、167㎡で、宅地分譲でございます。

2番、田、239㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、142㎡で、一般個人住宅（進入路）でございます。

4番、田、26㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、畑、2筆合わせて、766㎡の内416㎡で、農業用倉庫でございます。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

6番、所有権移転によります、田、1,478㎡で、共同住宅でござ

います。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、746㎡で、分譲住宅でございます。

4ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,070㎡で、宅地分譲でございます。

9番、所有権移転によります、田、宅地（現況畑）、2筆合わせて、479.36㎡で、共同住宅（駐車場）でございます。

10番、所有権移転によります、畑、178㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,086㎡、建売分譲でございます。

12番、所有権移転によります、田、999㎡で、建売分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、930㎡で、建設業資材置場でございます。

14番、所有権移転によります、田、221㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、田、21㎡で、太陽光発電施設でございます。

16番、所有権移転によります、田、1,288㎡で、分譲住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、561㎡で、美容業店舗でございます。

18番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、548㎡で、建売分譲でございます。

19番、所有権移転によります、田、963㎡で、菓子製造業工場でございます。

20番、所有権移転によります、田、409㎡で、建売分譲でございます。

21番、所有権移転によります、田、471㎡で、一般個人住宅でございます。

6 ページをお願いします。

22番、所有権移転によります、田、7.44㎡で、一般個人住宅で  
ございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、  
説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請さ  
れています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま  
したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方  
でございます。

23番、田、950㎡でございます。

24番、田、812㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、  
説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、27件届  
出されています。

25番、宅地（現況畑）、田、6筆合わせて、3,202.02㎡で  
ございます。

26番、田、畑、5筆合わせて、3,264㎡でございます。

7 ページをお願いします。

27番、田、2筆合わせて、2,183㎡でございます。

28番、畑、田、9筆合わせて、7,378㎡でございます。

29番、田、6筆合わせて、4,715㎡でございます。

30番、田、畑、4筆合わせて、3,270㎡でございます。

31番、畑、224㎡でございます。

8ページをお願いします。

32番、畑、田、4筆合わせて、2, 289m<sup>2</sup>でございます。

33番、田、畑、23筆合わせて、18, 186. 47m<sup>2</sup>でございます。

9ページをお願いします。

34番、田、畑、12筆合わせて、4, 265m<sup>2</sup>でございます。

35番、田、畑、9筆合わせて、5, 811m<sup>2</sup>でございます。

10ページをお願いします。

36番、田、畑、14筆合わせて、10, 595m<sup>2</sup>でございます。

37番、田、畑、5筆合わせて、3, 037m<sup>2</sup>でございます。

11ページをお願いします。

38番、宅地（現況畑）、40. 33m<sup>2</sup>でございます。

39番、田、691m<sup>2</sup>でございます。

40番、田、13筆合わせて、9, 358m<sup>2</sup>でございます。

41番、田、542m<sup>2</sup>でございます。

42番、田、702m<sup>2</sup>でございます。

43番、田、257m<sup>2</sup>でございます。

12ページをお願いします

44番、田、9筆合わせて、6, 423m<sup>2</sup>でございます。

45番、田、894m<sup>2</sup>でございます。

46番、田、1, 265m<sup>2</sup>でございます。

47番、田、1, 011m<sup>2</sup>でございます。

48番、田、2筆合わせて、1, 923m<sup>2</sup>でございます。

49番、田、5筆合わせて、4, 679m<sup>2</sup>でございます。

13ページをお願いします

50番、田、池沼（現況畑）、畑、23筆合わせて、8, 414m<sup>2</sup>で

ございます。

51番、田、2筆合わせて、1,130㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。  
事業計画書については、2件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

52番、賃貸借権によります、田、71㎡で、高圧配電線敷設でございます。

53番、賃貸借権によります、田、231㎡の内1㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会



上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年2月7日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

森 千尋

議事録署名者

吉田 幹夫

